

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第43号

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「別表第1備考3」を「別表第1備考2」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1展示ホールの項を削る。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(生涯学習総合センター事業部総務課)